

図表 3 2次保健医療圏域と構成市町

新圏域	準圏域	旧圏域	構 成 市 町	人口(人)	面積(k㎡)
神 戸	—	神 戸	神戸市	1,535,765	557.02
阪 神	—	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	1,035,506	169.15
	阪神北	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	721,237	480.89
	小計			1,756,743	650.04
東播磨	—	東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	715,422	266.33
北播磨	—	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	271,028	895.61
播磨姫路	—	中播磨	姫路市、福崎町、市川町、神河町	577,594	865.16
	—	西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市 、太子町、	257,438	1,566.98
	赤穂		上郡町、佐用町		
	小計			835,032	2,432.14
但 馬	—	但 馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	167,971	2,133.30
丹 波	—	丹 波	丹波篠山市、丹波市	105,103	870.80
淡 路	—	淡 路	洲本市、南あわじ市、淡路市	133,512	595.74
			兵庫県合計	5,520,576	8,400.98

資料：兵庫県保健医療計画 H30年

図表 4 令和7（2025）年の必要病床数の推計

構想区域		区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	病床数合計
兵庫県		A 必要病床数推計値	R7年度	5,901	18,257	16,532	11,765	52,455
		B 稼働病床数	H30年度	6,612	23,638	7,557	13,612	51,419
			B-A	711	5,381	△8,975	1,847	△1,036
播磨姫路	中播磨	A 必要病床数推計値	R7年度	658	1,959	1,901	752	5,270
		B 稼働病床数	H30年度	954	2,377	823	1,185	5,339
			B-A	296	418	△1,078	433	69
	西播磨	A 必要病床数推計値	R7年度	145	708	900	468	2,221
		B 稼働病床数	H30年度	128	1,311	428	609	2,476
			B-A	△17	603	△472	141	255
	中播磨+西播磨		B-A	279	1,021	△1,550	574	324

資料：A 兵庫県地域医療構想 B 病床機能報告 H30年

◇ 兵庫県地域医療構想（圏域版）の取組（公立宍粟総合病院関連部分抜粋）

播磨姫路圏域の地域医療構想については、「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切で必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制（＝「地域完結型医療」）を整備することを目的として、旧圏域の中播磨と西播磨の地域ごとに策定しています。

(1) 具体的施策の概要（西播磨地域）

① 救急医療

西播磨地域では、公立宍粟総合病院等により、地域で2次救急を担っているが、宍粟市の山間部からの救急搬送は、搬送に多くの時間を要するため、製鉄記念広畑病院姫路救急センターのドクターヘリを利用している。

2 宍粟市の将来推計患者数

新病院の整備にあたっては、宍粟市の将来推計患者数が、将来の患者動向を推計する要素の一つとなります。そこで、宍粟市の将来推計患者数を示します。令和 2(2020)年以降の将来推計患者数の試算は、次の条件で行いました。

将来推計患者数（年齢階層別）の試算

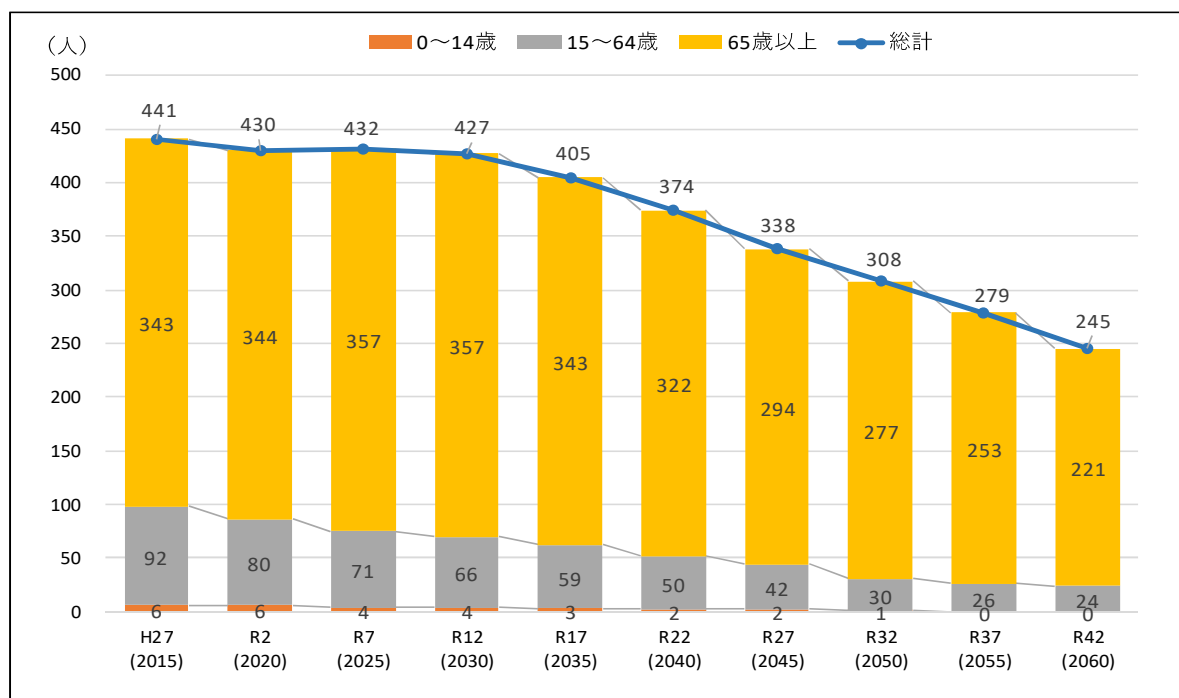
宍粟市の年齢別人口 × 男女別・年齢階級別受療率^(注)（兵庫県）

(注) 受療率とは、調査日において人口の何%が入院し、何%が外来を受診しているかを示します。なお、試算にあたっては、厚生労働省の「患者調査(平成 29 年)」から兵庫県の受療率データを使用しています。

(1) 宍粟市の推計入院患者数

年齢区分別の将来推計患者数を国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」からみると、入院患者数は、平成 27(2015)年を 100%とした場合、年少人口(0 歳～14 歳)及び生産年齢人口(15 歳～64 歳)における人口減少から、令和 2(2020)年に約 98%、10 年後の令和 12(2030)年に約 97%、20 年後の令和 22(2040)年には約 85%となります。受療率の高い 65 歳以上の高齢者人口では、令和 2(2020)年には約 100%、10 年後の令和 12(2030)年には約 104%、20 年後の令和 22(2040)年には約 94%と、今後 20 年程度は大幅な変動はありませんが、その後は段階的に減少していくことが推測されます。

図表 8 年齢区分別将来推計患者数の推移（入院）「社人研」

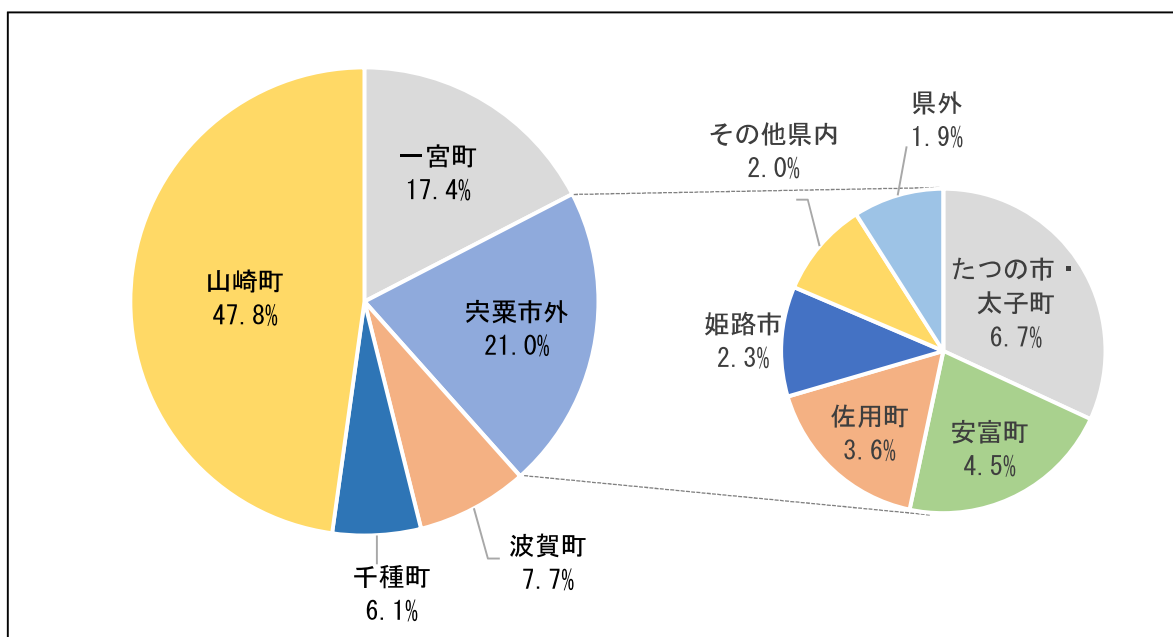


資料：国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」

(4) 地域別患者数構成

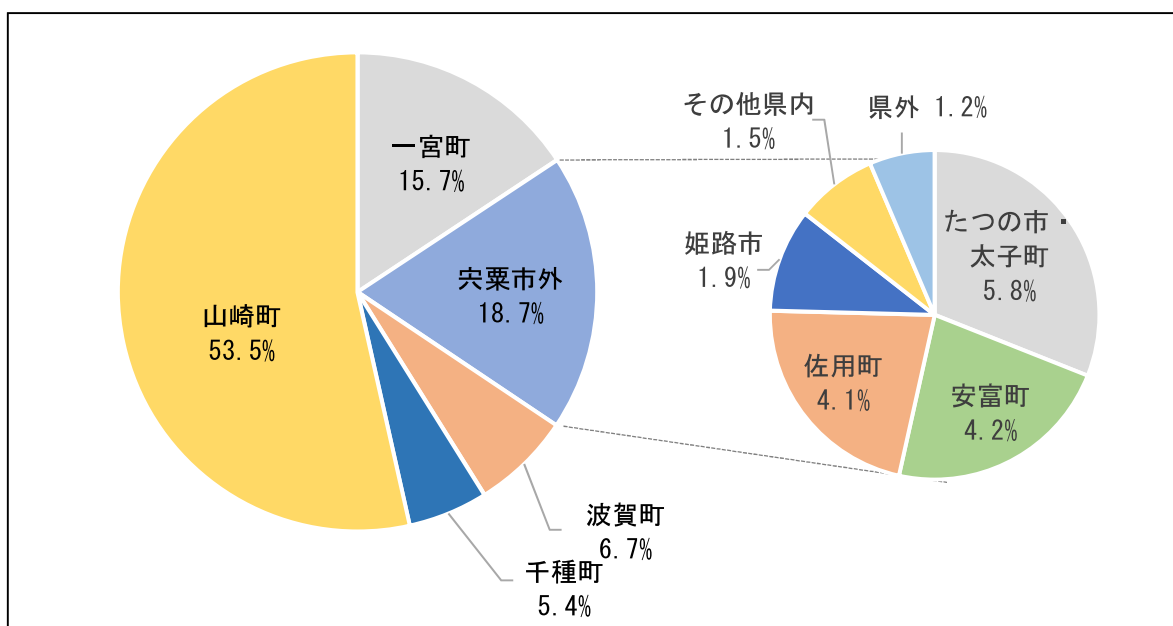
平成 25 年度から令和元年度までの平均患者数を地域別にみると、入院、外来ともに山崎町からの患者が最も多く、次いで一宮町、波賀町となっています。また市外からの患者数も、入院で 21%、外来で約 19% 占めていることがわかります。

図表 17 地域別患者数構成（入院）



資料：公立宍粟総合病院

図表 18 地域別患者数構成（外来）



資料：公立宍粟総合病院

- (3) 在宅医療を推進する上で診療所等の後方支援の役割を担う。
- (4) 高度急性期医療を提供する病院と自宅療養の間をつなぐ役割を担う。
- (5) 職員が誇りとやりがいを持ち、働きやすい病院職場をつくる。
- (6) 持続的な健全経営を実現できる病院の実現に努める。

2 新病院の役割

新病院が地域包括ケアシステムの基幹病院として、また地域の拠点病院として取り組む主要な役割を次のとおり示します。

(1) 救急医療

宍粟市における1次救急は、宍粟市医師会に所属する医療機関と総合病院が担い、休日には当番医制度を実施しており、この体制を維持します。

2次救急では、地域の医療機関と連携して、入院や手術を要する救急患者をスムーズに受け入れられるように体制の整備を図ります。また、総合病院で対応できない高度・専門的な3次救急は、中播磨地域の高度急性期医療機関との連携強化を図ります。

(2) 小児医療

小児科救急対応病院群輪番制を総合病院が担っています。医師確保に努め、小児救急医療体制を強化するとともに、地域の小児科医師等との連携も強化します。また不要不急の受診者減少のための普及啓発を推進します。

(3) 周産期医療

平成30年11月に播磨姫路圏域の周産期医療協力病院に指定されており、総合周産期母子医療センターと連携し、ハイリスク妊産婦等に対する二次的医療を担うとともに、引き続き安定した周産期医療が提供できるよう体制整備に努めます。

(4) 一般医療

市内の診療所・開業医との連携を図りながら、複数の合併症を有する患者等に対し、総合的な医療サービスを提供します。

(5) 感染症医療

感染症に弱い高齢患者、合併症患者等の感染症の伝播予防及び新型コロナウイルス等新興感染症対応に配慮した機能を確保します。

(6) ヘき地医療

へき地医療拠点病院に指定されており、波賀診療所及び千種診療所への医師派遣を継続して行います。

(7) 病診連携の推進

市内の診療所・開業医との機能分担を図り、入院が必要な場合や、より専門的な治療・検査が必要な場合などは、総合病院がそれらを受け持ち、病診連携によって患者情報の共有を図り、効率的、継続的に安心して治療を受けられる体制づくりを推進します。

(8) 介護サービスとの連携

高齢者等の入退院がスムーズに行われるよう、新病院の地域連携部門と地域包括支援センター、介護支援事業所の連携を図ります。

(9) 在宅医療の推進

地域包括ケアシステムにおいては、かかりつけ医による在宅医療が地域住民のよりどころとなります。総合病院においては、かかりつけ医の後方支援体制を確立するとともに、かかりつけ医と連携し、外来通院が難しくなった患者が安心して暮らせるよう医療的支援を行います。

(10) レスパイト入院

医療的支援を必要とする在宅療養患者の介助者の身体的・精神的負担を軽減するためのレスパイト入院を受け入れます。

(11) 健康増進、疾病予防

市民の生活習慣病の予防による健康寿命の延伸と予防医療への啓発となる市民講座など地域への取組を推進します。

(12) 災害対応医療

宍粟市地域防災計画において災害時の重要施設として指定された災害対応病院として、災害に強い施設を整備し、多数の傷病者の受け入れと医療提供ができる環境を構築します。

3 今後の機能連携等

新病院検討委員会及び市民アンケートでは、新病院と連携する機能等として次の意見が提案されており、これらは基本計画に合わせて検討していきます。

(1) 地域包括ケアシステムのネットワーク拠点機能

市内の診療所や介護事業者等と連携し、多職種のスタッフが集い、情報共有や人材育成を図るための地域包括ケアシステム交流拠点機能

(2) 訪問看護等の在宅医療

訪問看護ステーション機能の充実と通院困難な方への訪問リハビリテーション等による在宅医療の推進

(3) 健診センター機能

疾病の早期発見や重症化予防のための健診センター機能

(4) 精神疾患への対応

児童思春期の精神医療及び障がい児の発達支援への対応及び近隣の精神科病院等との連携強化による様々な病態の精神疾患への対応

(5) 新興感染症の市内流行時の対応

新型コロナウイルス等新興感染症の市内流行時における関係機関との連携による医療提供体制の確立

(6) その他の機能

病院機能以外で、病院と併設することにより機能を発揮できる施設又は地域振興につながる施設の整備
